

東高等学校 部活動に係る活動方針

令和5年4月1日

1. 部活動の目的

本校は、「高志」「卓行」を校訓に、高い志をもって優れた行ないを積み重ね、豊かな未来社会の創造に積極的に貢献できる人材の育成をめざし、部活動においては、教職員も、すべての生徒が社会の変化や時代の進展に的確に対応し、心豊かに力強く未来を切り拓いていく力を身につけることができる人材を育成する。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動指導者は顧問を含む複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。
- (3) 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、強制にならないよう配慮する。

3. 休養日及び活動時間の設定について

【休養日】

- (1) 休養日は週1日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜及び日曜のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。
※ 練習試合や大会、発表会等で困難な場合にあっても、学校全体で部活動を行わない日(定期考査期間等)を含め、部ごとに年間で104日以上休養日を設定する。
- (3) 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるように設定する。
- (4) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養が取ることができるとともに、部活動以外の多様な活動が行うことができるよう考慮する。

【活動時間】

- (1) 平日の活動時間は、早朝練習は1時間程度、放課後2時間程度とし、19:00完全下校とする。
※ 全校一斉定時退庁日が毎週水曜となっていますが、部活動での利用施設の割り当て状況によってはクラブごとに他の曜日に振り替えて、取り組みます。
- (2) 学校の休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度(大会、練習試合、発表会、合宿等はこの限りではない)とし、できるだけ短時間でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 活動時間には準備、片付けや移動の時間を含むものとする。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰はいかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことのないように考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 「部活動大阪モデル」の合同部活動について

- (1) 令和5年度より、生徒の活動機会の確保および多様な学びの場としての部活動の教育効果をより高めるために、両校に既存する同じ部活動において桜和高校と合同部活動が順次開始される。
- (2) 土日祝・長期休業中を中心に合同で部活動に取り組む機会を設ける場合があり、ペアリング校で合同部活動を実施する場合は、本校顧問は付き添わないことがある。
- (3) 本人及び保護者の承諾を得たうえで、桜和高校との合同部活動への参加が可能となる。

6. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会、発表会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。